

東広島市手話通訳者・要約筆記者の派遣について

派遣対象者

東広島市内に在住している方で身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者。

申請

- ① 派遣が必要な3日前までに申請してください。
- ② ただし、急病などの緊急時は当日でも申請できます。
- ③ 申請方法はFAX、代理人による電話、携帯電話のメールにて申請することができます。

派遣内容

- ① 病気、出産、健康管理等生命及び健康に関すること。
- ② 届出、要望、証言等権利に関すること。
- ③ 保護者会等子供の保育、教育に関すること。
- ④ 入居説明等住宅に関すること。
- ⑤ 就職、転勤、勤務条件等職業に関すること（営業等の経済活動は除く）
- ⑥ 職場、近隣、家庭等の人間関係に関すること。
- ⑦ 購買の際の説明や同意、又は契約に関すること。
- ⑧ 冠婚葬祭に関すること。
- ⑨ 文化・教養に関すること。

派遣対象にならないもの

極めて個人的なもの（飲食、娯楽、宗教、上記⑦以外の購買）に関すること。

派遣区域

派遣区域は広島県内とします。

派遣時間

1回当たり2時間までとし、不測の事態が生じた時には3時間まで利用ができます。

費用

無料ですが、有料施設等を利用される場合には料金のご負担をお願いする場合があります。